

平成 30 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

( 第 1 号 )

袋井市監査委員

# 目 次

ページ

## 第1 平成30年度 定期監査結果報告（第1号）

1	監査の種類	-----	1
2	監査の期日及び対象	-----	1
3	監査の範囲	-----	1
4	監査の方法	-----	1
5	監査の結果	-----	2
総務部	協働まちづくり課(駐車場事業特別会計)	-----	2
	危機管理課	-----	3
浅羽支所	市民サービス課	-----	3
企画財政部	市長公室	-----	4
	企画政策課	-----	4
	ICT街づくり課	-----	4
	財政課	-----	5
	税務課	-----	5
総合健康センター	健康づくり課(介護保険特別会計)	-----	6
市民生活部	市民課(国民健康保険特別会計・後期高齢者特別会計・介護保険特別会計)	-----	6
	しあわせ推進課(介護保険特別会計)	-----	6
	スポーツ推進課	-----	7
都市建設部	下水道課(公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計)	-----	7
議会事務局		-----	8

## 第2 テーマ監査結果報告（第1号）

1	監査のテーマ	-----	9
2	監査の目的	-----	9
3	監査の対象	-----	9
4	監査の方法	-----	9
5	監査の期間	-----	9
6	監査の着眼点	-----	10
7	監査の結果	-----	10
8	監査所見	-----	18

## 第1 平成30年度 定期監査結果報告（第1号）

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査の期日及び対象

平成30年11月5日	企画財政部	企画政策課
	企画財政部	ICT街づくり課
	総務部	協働まちづくり課(駐車場事業特別会計)
11月7日	総務部	危機管理課
	議会事務局	
	市民生活部	市民課(国民健康保険特別会計・後期高齢者特別会計・介護保険特別会計)
11月9日	浅羽支所	市民サービス課
	市民生活部	スポーツ推進課
	総合健康センター	健康づくり課(介護保険特別会計)
11月12日	企画財政部	市長公室
	市民生活部	しあわせ推進課(介護保険特別会計)
11月14日	都市建設部	下水道課(公共下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計)
	企画財政部	財政課
	企画財政部	税務課

### 3 監査の範囲

平成30年9月末日現在における予算及び事務事業の執行状況

### 4 監査の方法

提出された監査資料、関係帳票を確認するとともに、関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているか監査を実施した。

## 5 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度関係課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

契約事務については、契約規則等例規や要領等内規に照らして適正を欠く事務処理が散見されている。これは、前年踏襲処理や決裁時の確認不足が要因と考えられる。基本に立ち返り所属長主導のもと、この縮減に努めるとともに、適正な事務処理の確保に努められたい。また、すべての事業は税金で賄われるという自覚を持ち、1者随意契約の必要性や費用対効果を念頭におき、常に効率的かつ効果的な事務執行に努められたい。

時間外勤務については、全庁的な取り組みにより全体的に減少しているものの、台風等の災害対応があったとしても、未だ時間外勤務が減少していない所属や、勤務実態管理システムと時間外勤務命令との差がある所属が散見されたり、一部の職員に偏りが見受けられたりしている。該当する所属については、業務の支援体制や効率化、スリム化を図るとともに、業務量を正確に把握し、総務課との協議のもと、適正な人員配置に努められたい。

なお、各所属における監査の所見は次のとおりである。

### 総務部 協働まちづくり課

- 1 公民館のコミュニティセンター化については、平成30年4月に大きなトラブルもなく計画どおり移行し、運営主体である地区まちづくり協議会において、特色ある地域づくりに意欲的に取り組んでいる。

各地区のまちづくり協議会が発足して間もないことから、体制づくりや資金確保、事業の企画等、きめ細やかな支援や連携を行い、コミュニティセンターを活動拠点とした活力ある地域づくりに取り組まれたい。

- 2 公共交通対策については、民間路線バスを基幹路線として、自主運行バス、デマンドタクシー及び地域協働運行バス等を整備し、利用促進を図っている。

民間路線バスについては、法多線、松袋井線及び山梨線が本年度末をもって廃止が予定されている。これらの路線は、通学の足としても利用されていることから、地域住民

や児童の保護者に対して丁寧な説明を行うとともに、関係機関と調整を図り、市民生活の利便性を考慮した代替交通手段の確保に努められたい。

## 総務部 危機管理課

- 1 袋井市原子力災害広域避難計画については、本年度の策定を目指し、避難先である三重県及び福井県関係市町との協議を進めているところである。

本計画策定にあたっては、避難先の自治体の理解や県との調整を必要とするが、原子力災害の発生時に円滑かつ安全に避難するためにも、計画どおりに策定できるよう努められたい。

- 2 地域防災力の推進については、自主防災組織が主体となって様々な活動により地域防災力の強化に取り組むとともに、本年度にあつては、避難所運営マニュアルの作成等実効性のある活動にも取り組み、徐々に共助の意識定着が進んでいる。

災害・減災対策には、共助のみならず自助も重要である。現在実施している家庭内家具転倒防止や感震ブレーカー設置助成事業を強化し、市民一人ひとりが防災意識を持ち、自助の向上が図られるよう努められたい。

## 浅羽支所 市民サービス課

- 1 浅羽支所は、市南部地域の行政拠点として、様々な手続きや相談に対応する総合窓口の役割を担っている。本年度地域支援室の統廃合により職員が減少する一方で、行政サービスの多様化、複雑化に伴い、多種多様な案件に対応する職員は、一層多角的な知識や判断が求められている。総合的な市民サービスの向上という観点から関係各課と協議し、支所の体制について検討されたい。

- 2 メロープラザについては、平成 32 年 4 月の指定管理者制度導入を目指している。

本施設は、運営理念に基づき平成 26 年に発足したサポータークラブが着実に実績を積み、クラブ会員の意識も向上してきており、市民自らが運営する施設となりつつある。

指定管理者制度の導入にあつては、市民の理解を得られる内容を整え、サポータークラブをはじめとする関係者と十分協議し、市民サービスの向上に資する体制となるよう努められたい。

## 企画財政部 市長公室

- 1 地方創生総合戦略については、地方創生の実現に資する施策の企画立案、総合調整、関連事業の推進、財源の確保及び進捗管理を行っている。

事業の推進にあたっては、地方創生にかかる国からの交付金の補助率が、平成 28 年度より 10 分の 10 から 2 分の 1 となり市の負担が発生している。本市の地域活性化や持続性のある市政の運営に地方創生交付金の利活用は重要であるが、市の財政負担や事務負担を鑑み、関係各課と協議し、無理のない事業展開を進められたい。

## 企画財政部 企画政策課

- 1 行政改革の推進については、第 2 次行政改革前期実施計画に基づき、進捗管理及び効果の検証を行っている。引き続き効果の検証を行い、目標値の見直しを含めた柔軟な進捗管理を行うとともに、平成 33 年度開始となる後期実施計画の策定に向けての作業に計画的に取り組まれたい。
- 2 ふるさと納税については、総務省は、本年 9 月、「返礼品は寄附額の 3 割以下とし、資産となる品や金券は控えること」とした昨年 4 月の通知を守らない自治体を公表し、今後制度の対象外とする方針を示した。本市では総務省通知を遵守し、返礼品の割合を 3 割以下としたところ、寄附額が昨年度と比較し約半分に減少している。

ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえた魅力ある返礼品を検討し、制度の利用促進が図られるよう努められたい。

## 企画財政部 ICT街づくり課

- 1 袋井市 ICT 推進計画については、現計画である第 2 次計画が最終年度を迎え、次期第 3 次計画については、本年度策定を目指し取り組んでいる。

現在、ICT 化の推進により、新たな技術が次々に開発され、様々なサービスや仕組みを展開している。これらを行政サービスの生産性向上と課題解決の手段として取り込むことは有効かつ不可欠であると思料する。次期計画は ICT を活用し、市の政策・施策と市民生活を結び付け、諸課題の解決、地域活性化及び産業振興の手段として具体性

のある内容とする方針で進められており、社会の潮流に沿う形となっているが、策定にあたっては、時代に即した実効性のある内容となるよう取り組まれない。

- 2 今後2年間にわたり、住民記録や税等の住民情報系システム及びグループウェアや財務会計等の内部情報系システムの更新が控えている。更新経費等の経済性もさることながら、特に住民情報系システムは行政サービスの根幹を成す重要な基盤であることから、システム更新については慎重かつ細心の注意を払いながらも、職員に過度な事務負担をかけることなく、障害なく確実に実施するよう万全の体制を整えられたい。

## 企画財政部 財政課

- 1 公共施設マネジメントの推進については、「公共建築物点検マニュアル」に基づいた点検を各施設で行うとともに、公共施設マネジメントシステムを導入した。これらを複合的に利活用し、効率的で効果的な修繕及び設備投資に努められたい。
- 2 市有財産の有効活用については、限られた資産を有効的に活用する取組が求められる中、本年6月に「袋井市市有財産利活用基本方針」を策定し、市有財産6箇所についてサウンディング型市場調査を行い、プロポーザル方式により利活用を図ることとしている。引き続き、市有財産の個々の性質を踏まえ、有効活用する方策について検討されたい。

## 企画財政部 税務課

- 1 個人住民税の課税業務については、限られた時間と人員の中、事務の見直しや職員の人材育成等の取組により時間外勤務を大幅に削減することができている。しかしながら、これ以上の削減は限界となりつつあるため、今後はICTの導入による機械化、自動化を検討している。ICT導入に伴う費用対効果やリスクを十分に検証し、正確かつ効率的な業務執行に努められたい。
- 2 固定資産評価の適正化について、土地については、本年度の評価替の業務の中で見直しを行い、統一した基準の中での評価を実施することができている。また、家屋についても、複数年計画となるが、見直すべく調査に着手している。今後においても、固定資産税の公平性・公正性確保のため、正確かつ効率的な処理方法を検討し取り組まれない。

## 総合健康センター 健康づくり課

- 1 健康経営の推進については、働く世代からの健康づくりを推進するため、「袋井市健康経営チャレンジ事業所」や「#2961 ウオーク」等様々な取組を展開している。市民の健康は市の活力や福祉の向上につながるものであることから、引き続き、本事業の普及に努められたい。
- 2 妊娠期から子育て期まで、継続して母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する「産後ケア事業」について、来年度の導入に向け取り組んでいる。母親の精神的・肉体的な負担を軽減し、子育て環境を充実させることは人口減少や活力ある社会の構成にもつながることから、実効性のある体制づくりに努め、計画どおり開始できるよう取り組まれたい。

## 市民生活部 市民課

- 1 個人番号カードの交付については、カードの申請補助やPRに努めた結果、交付率が向上している。引き続きカードの有効性等市民への周知に努めるとともに、ICT街づくり課と連携し、最新情報の収集に努め、利活用の拡大について研究されたい。
- 2 後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収入未済については、電話等の催告のほか預金の差押え等の滞納処分に努めているところであるが、収入未済額が増加している状況にもある。引き続き自主納付の促進や実態に応じた適切な措置を講じるとともに、適正な債権管理に取り組み、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努められたい。
- 3 国保に関する業務については、国保年金係と保険サービス係の2係にまたがって担当しているが、事務の効率化の点から、制度改正の状況を踏まえつつ、事務分掌や組織の見直しについて検討されたい。

## 市民生活部 しあわせ推進課

- 1 白雲荘については、老朽化が著しいことから、老人福祉センターの機能を健康増進施設である「風見の丘」へ移転するか、現状のまま継続するか協議を重ねてきたが、シニアクラブ袋井市が指定管理者となり継続使用することとなった。

シニアクラブ袋井市の指定管理は来年度からとなるため、現在の指定管理者である袋井市社会福祉協議会との引継ぎ及び運営管理等について必要な支援を行い、円滑な移行及び管理運営が行われるよう努められたい。

- 2 障がい者支援については、手話の理解と普及を図り、すべての人が相互に人格と個性を尊重し共生できるまちを目指して、本年9月市議会において「袋井市手話言語条例」を制定した。市民・地域・事業所・行政が基本理念を理解し、それぞれの役割を担えるよう基盤づくりに努められたい。
- 3 児童手当過払い分返納金等の収入未済については、債務者が出国し連絡が取れない等対応に苦慮している事案が見受けられる。負担の公平性の観点から、自主納付の促進や実態に即した適切な措置を講じるとともに、徴収不可能な債権の適正な管理に取り組み、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努められたい。

## 市民生活部 スポーツ推進課

- 1 総合体育館整備事業については、平成32年4月の供用開始に向け、進捗状況の把握と管理を行い本体施設の工事を進めている。引き続き、現状把握と工程管理を十分に行い、工事の安全確保と適正な予算執行に留意し、計画的に進められたい。
- 2 今後2年間にわたり、ラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピックの開催が控えている。

ラグビーワールドカップについては、ミニラグビーポストの設置等の仕掛けづくりを行い情報発信に努めており、東京オリンピック・パラリンピックについては、アイルランドの事前キャンプを誘致し、覚書を締結したところである。

これらの国際的なイベントを最大限活用し、市民のスポーツ意識向上を図りながら、まちの国際化にも取り組むとともに、積極的に本市の魅力を市内外に発信し、認知度、好感度の向上に努められたい。

## 都市建設部 下水道課

- 1 公共下水道事業については、平成52年度の整備完了を目指し下水道管渠の整備を進めているが、国は平成38年度末までの10年概成を方針としており、その後の財源確保を

懸念している。引き続き国の支援を受けられるよう継続的に要望し、必要な財源の確保を図り、計画どおり進められたい。

2 処理量の増加に対応するため、平成 34 年度までに袋井浄化センターの水処理施設を増設する必要があるとされている。水質保全と市民の生活環境の確保のため、計画的かつ効率的に進められたい。

3 平成 32 年 4 月に地方公営企業法適用化を控えている公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計においては、確実かつ円滑な移行に向け、着実に準備を進められたい。

## 議会事務局

1 平成 29 年度政務活動費の収支報告書、領収書又はこれに準ずる書類及び使途については、おおむね適正に執行されているものと認めた。

現在、政務活動費については、支出基準を明確にし、収支状況を公表しているが、政務活動費の透明性を一層確保するため、領収書等の証拠書類を市ホームページ等で公開するよう前向きに検討されたい。

## 第2 テーマ監査結果報告（第1号）

### 1 監査のテーマ

公用車の使用及び管理について

### 2 監査の目的

本市では、多数の公用車を配置し、職員の自家用車の公務使用も限定的ではあるが認めており、自動車は公務を迅速かつ効率的に遂行するために必要不可欠な存在となっている。しかしながら、多額の維持管理費を要することから、経済的・効率的な管理運用が求められている。

このような中、その使用が経済的・効率的に行われているか、かつ管理が適切に行われているかについて、実態の把握と問題点を検証するとともに、今後の公用車の管理及び運用にかかる事務の執行に資することを目的とする。

### 3 監査の対象

#### (1) 対象車両

平成30年9月末日現在、市が保有している普通乗用自動車、普通貨物自動車、小型乗用自動車、小型貨物自動車、軽乗用自動車、軽貨物自動車、特殊用途自動車（パッカー車のみ）、乗合自動車（リース車を含む）

#### (2) 対象所属

第1回定期監査の対象所属（コミュニティセンター等外郭施設を含む）

### 4 監査の方法

第1回定期監査の対象所属に対して調査票及び関係書類の提出を求め、定期監査の日程に併せて関係職員からヒアリングを実施した。

### 5 監査の期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

## 6 監査の着眼点

- (1) 公用車が効率的・効果的に使用されているか。
- (2) 公用車が適切に管理(運行管理、保管、点検、整備)されているか。
- (3) 自家用車の公務使用制度が適切に運用されているか。
- (4) 交通安全対策等が適切に実施されているか。

## 7 監査の結果

定期監査を補完する目的で公用車の使用及び管理について、テーマ監査を実施した結果、適正に執行にされているものと認めた。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

結果の概要については、次のとおりである。

### (1) 公用車の保有状況について

#### ア 所属別の保有状況

所属別の公用車の保有状況は、集中管理公用車を管理する財政課が37台(53.6%)で最も多く、次いで健康づくり課が11台(15.9%)、下水道課が5台(7.2%)などとなっている。

車種別では、軽乗用自動車が23台(33.3%)と最も多く、次いで小型乗用自動車が17台(24.6%)、軽貨物自動車が13台(18.8%)などとなっている。

表1 所属別車種別の保有状況(平成30年9月30日現在)

(単位：台、%)

所属	車種	普通乗用自動車	普通貨物自動車	小型乗用自動車	小型貨物自動車	軽乗用自動車	軽貨物自動車	特種用途自動車	乗合自動車	合計	構成比	うち貸与車	うちリース車
総務部		1	0	0	2	1	1	0	0	5	7.2	0	0
	協働まちづくり課				1					1	1.4		
	危機管理課									0	0.0		
	浅羽支所 市民サービス課	1			1	1	1			4	5.8		
企画財政部		5	0	13	1	15	5	1	2	42	60.9	0	1
	市長公室									0	0.0		
	企画政策課						1			1	1.4		
	ICT街づくり課									0	0.0		
	財政課	5		9	1	15	4	1	2	37	53.6		1
	税務課			4						4	5.8		
総合健康センター		2	0	2	1	4	2	0	0	11	15.9	4	0
	健康づくり課	2		2	1	4	2			11	15.9	4	0
市民生活部		0	0	2	0	2	1	0	0	5	7.2	2	0
	市民課					1				1	1.4		
	しあわせ推進課			2		1				3	4.3	2	
	スポーツ推進課						1			1	1.4		
都市建設部		0	0	0	0	1	4	0	0	5	7.2	0	0
	下水道課					1	4			5	7.2		
議会事務局		1								1	1.4	0	0
	合計	9	0	17	4	23	13	1	2	69	100.0	6	1
	構成比	13.0	0.0	24.6	5.8	33.3	18.8	1.4	2.9	100.0		8.7	1.4

1 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

## イ 車種別取得方法の保有状況

取得方法の保有状況は、購入によるものが59台(93.7%)で、所管換えによるものが2台(3.2%)、寄附によるものとリースがそれぞれ1台(1.6%)となっている。

表2 車種別取得方法の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

車種	取得方法	購入	リース	寄附	所管換	その他	合計
普通乗用自動車		7					7
小型乗用自動車		12		1			13
小型貨物自動車		4					4
軽乗用自動車		22			1		23
軽貨物自動車		12			1		13
特種用途自動車		1					1
乗合自動車		1	1				2
合計		59	1	1	2	0	63
構成比		93.7	1.6	1.6	3.2	0.0	100.0

1 貸与車は除く。

2 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

## ウ 経過年数別の保有状況

登録後経過年数別の保有状況は、7年以上9年未満の車両が12台(19.0%)と最も多く、次いで3年以上5年未満が11台(17.5%)などとなっている。

なお、15年以上長期にわたり保有している車両は10台(15.9%)となっている。

表3 所属別経過年数別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

所属	経過年数										合計
	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上 11年未満	11年以上 13年未満	13年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上		
総務部	0	0	0	0	1	0	2	2	0	5	
協働まちづくり課								1		1	
浅羽支所 市民サービス課					1		2	1		4	
企画財政部	7	9	9	4	5	2	1	4	1	42	
企画政策課								1		1	
財政課	7	9	7	2	5	2	1	3	1	37	
税務課			2	2						4	
総合健康センター	0	1	0	4	0	0	0	2	0	7	
健康づくり課		1		4				2		7	
市民生活部	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3	
市民課	1									1	
しあわせ推進課				1						1	
スポーツ推進課				1						1	
都市建設部	0	0	0	2	1	1	0	1	0	5	
下水道課				2	1	1		1		5	
議会事務局		1								1	
合計	8	11	9	12	7	3	3	9	1	63	
構成比	12.7	17.5	14.3	19.0	11.1	4.8	4.8	14.3	1.6	100.0	

1 貸与車は除く。

2 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

表4 車種別経過年数別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台)

車種	経過年数										合計
	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上 11年未満	11年以上 13年未満	13年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上		
普通乗用自動車	1	2			1	1	1	1		7	
小型乗用自動車	4	2	3	3				1		13	
小型貨物自動車		1						3		4	
軽乗用自動車	3	4	3	6	3	1	2	1		23	
軽貨物自動車		2	2	3	3	1		2		13	
特種用途自動車									1	1	
乗合自動車			1					1		2	
合計	8	11	9	12	7	3	3	9	1	63	

1 貸与車は除く。

## エ 低公害車の保有状況

低公害車の保有状況は43台で、全体に占める割合は68.3%となっている。内訳は、低燃費かつ低排出ガス認定自動車が37台(58.7%)、ハイブリッド自動車が5台

(7.9%)、その他の低公害車が1台(1.6%)となっている。

表5 低公害車の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

車種	種別		低燃費かつ 低排出ガス認 定自動車	電気自動車	天然ガス 自動車	その他の 低公害車	低公害車 合計	低公害車 非該当	合計
	ハイブリッド 自動車	プラグイン ハイブリッド 自動車							
普通乗用自動車	1		5				6	1	7
小型乗用自動車	3		6				9	4	13
小型貨物自動車			1				1	3	4
軽乗用自動車	1		17			1	19	4	23
軽貨物自動車			6				6	7	13
特種用途自動車			1				1		1
乗合自動車			1				1	1	2
合計	5	0	37	0	0	1	43	20	63
構成比	7.9	0.0	58.7	0.0	0.0	1.6	68.3	31.7	100.0

1 貸与車は除く。

2 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

## オ ETC、カーナビ、ドライブレコーダー及びバックモニター搭載車の状況

ETC搭載車は19台(30.2%)、カーナビ搭載車は12台(19.0%)、ドライブレコーダー搭載車は4台(6.3%)、バックモニター搭載車は5台(7.9%)となっている。

なお、ドライブレコーダー搭載車はすべて経過年数が3年未満の車両である。

表6 ETC、カーナビ及びドライブレコーダー搭載車の状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

車種	区分		カーナビ 搭載車	搭載率	ドライブレコーダー 搭載車	搭載率	バック モニター 搭載車	搭載率	全体数
	ETC搭載車	搭載率							
普通乗用自動車	7	100.0	3	42.9		0.0	3	42.9	7
小型乗用自動車	8	61.5	7	53.8	2	15.4	1	7.7	13
小型貨物自動車	1	25.0		0.0		0.0		0.0	4
軽乗用自動車	2	8.7	2	8.7	2	8.7	1	4.3	23
軽貨物自動車		0.0		0.0		0.0		0.0	13
特種用途自動車		0.0		0.0		0.0		0.0	1
乗合自動車	1	50.0		0.0		0.0		0.0	2
合計	19	30.2	12	19.0	4	6.3	5	7.9	63

1 貸与車は除く。

## (2) 公用車の稼働状況について

### ア 稼働率の状況

全体の平均稼働率は85.3%となっており、90%以上が37台(58.7%)と最も多く、次いで50%以上70%未満が13台(20.6%)で、50%以上の車両が全体の約90%を占めている。

なお、稼働率30%未満の車両は3台(4.8%)となっている。

表7 所属別稼働率の状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

所属	稼働率							合計	平均 稼働率
	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上			
総務部	0	1	0	3	1	0	5	54.5	
協働まちづくり課				1			1	54.0	
浅羽支所 市民サービス課		1		2	1		4	55.0	
企画財政部	0	1	0	5	3	33	42	75.0	
企画政策課				1			1	54.8	
財政課		1		2	2	32	37	99.1	
税務課				2	1	1	4	71.0	
総合健康センター	0	0	0	3	2	2	7	78.8	
健康づくり課				3	2	2	7	78.8	
市民生活部	0	0	1	0	0	2	3	75.0	
市民課			1				1	33.1	
しあわせ推進課						1	1	92.7	
スポーツ推進課						1	1	99.2	
都市建設部	0	0	2	2	1	0	5	58.7	
下水道課			2	2	1		5	58.7	
議会事務局		1					1	25.0	
合計	0	3	3	13	7	37	63	85.3	
構成比	0.0	4.8	4.8	20.6	11.1	58.7	100.0		

1 貸与車は除く

2 監査の期間における開庁日数は124日である。

3 稼働率=稼働日数/開庁日数×100

4 稼働日数には開庁日以外の稼働を含むため、稼働率が100%を超える場合もある。

5 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

表8 車種別稼働率の状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

車種	稼働率						合計	平均稼働率
	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上		
普通乗用自動車		3				4	7	72.8
小型乗用自動車				2	2	9	13	91.9
小型貨物自動車				3		1	4	67.9
軽乗用自動車			1	4	1	17	23	91.3
軽貨物自動車			2	3	3	5	13	80.8
特種用途自動車					1		1	85.5
乗合自動車				1		1	2	81.0
合計	0	3	3	13	7	37	63	85.3

- 1 貸与車は除く
- 2 監査の期間における開庁日数は124日である。
- 3 稼働率=稼働日数/開庁日数×100
- 4 稼働日数には開庁日以外の稼働を含むため、稼働率が100%を超える場合もある。

表9 経過年数別稼働率の状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

経過年数	稼働率						合計	平均稼働率
	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上		
3年未満			1		1	6	8	93.1
3年以上 5年未満		1		1		9	11	92.7
5年以上 7年未満				1	2	6	9	90.7
7年以上 9年未満				5	2	5	12	82.4
9年以上 11年未満				1	1	5	7	96.0
11年以上 13年未満		1	1	1			3	41.7
13年以上 15年未満		1		1		1	3	60.2
15年以上 20年未満			1	3	1	4	9	80.0
20年以上						1	1	107.3
合計	0	3	3	13	7	37	63	85.3

- 1 貸与車は除く
- 2 監査の期間における開庁日数は124日である。
- 3 稼働率=稼働日数/開庁日数×100
- 4 稼働日数には開庁日以外の稼働を含むため、稼働率が100%を超える場合もある。

## イ 総走行距離別の状況

全体の総走行距離の単純平均は56,944kmで、3万km以上6万km未満の車両が24台(38.1%)と最も多く、次いで6万km以上9万km未満が14台(22.2%)、1万km以上3万km未満が11台(17.5%)などとなっている。

なお、15万km以上の車両は1台で、経過年数が15年以上20年未満の普通乗用自動車である。

表10 所属別総走行距離別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

所属	総走行距離								合計
	1万km未満	1万km以上 3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上		
総務部	0	0	0	5	0	0	0	5	
協働まちづくり課				1				1	
浅羽支所 市民サービス課				4				4	
企画財政部	3	9	17	6	2	4	1	42	
企画政策課			1					1	
財政課	3	9	12	6	2	4	1	37	
税務課			4					4	
総合健康センター	0	1	4	1	1	0	0	7	
健康づくり課		1	4	1	1			7	
市民生活部	1	0	1	1	0	0	0	3	
市民課	1							1	
しあわせ推進課				1				1	
スポーツ推進課			1					1	
都市建設部	0	0	2	1	2	0	0	5	
下水道課			2	1	2			5	
議会事務局			1					1	
合計	4	11	24	14	5	4	1	63	
構成比	6.3	17.5	38.1	22.2	7.9	6.3	1.6	100.0	

- 1 貸与車は除く。
- 2 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

表11 車種別総走行距離別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台)

車種	総走行距離							合計
	1万km未満	1万km以上 3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上	
普通乗用自動車		2		2		2	1	7
小型乗用自動車	2	2	8			1		13
小型貨物自動車		1		3				4
軽乗用自動車	2	4	10	5	2			23
軽貨物自動車		2	6	3	2			13
特殊用途自動車					1			1
乗合自動車				1		1		2
合計	4	11	24	14	5	4	1	63

1 貸与車は除く。

表12 経過年数別総走行距離別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台)

経過年数	総走行距離							合計
	1万km未満	1万km以上 3万km未満	3万km以上 6万km未満	6万km以上 9万km未満	9万km以上 12万km未満	12万km以上 15万km未満	15万km以上	
3年未満	1	3		2	1	1		8
3年以上 5年未満	2	1	4	2	1	1		11
5年以上 7年未満	1	1	6			1		9
7年以上 9年未満		1	5	4	2			12
9年以上 11年未満		3	2	2				7
11年以上 13年未満			1			1	1	3
13年以上 15年未満		1		2				3
15年以上 20年未満		1	5	2	1			9
20年以上			1					1
合計	4	11	24	14	5	4	1	63

1 貸与車は除く。

## ウ 年間走行距離別の状況

全体の年間走行距離の単純平均は3,752kmで、2,000km以上4,000km未満の車両が32台(50.8%)と最も多く、次いで2,000km未満が17台(27.0%)などとなっている。

なお、1万km以上の車両は2台で、経過年数が3年未満の乗合自動車及び9年以上11年未満の普通乗用自動車である。

表13 所属別年間走行距離別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台、%)

所属	年数走行距離						合計
	2千km未満	2千km以上 4千km未満	4千km以上 6千km未満	6千km以上 8千km未満	8千km以上 1万km未満	1万km以上	
総務部	5	0	0	0	0	0	5
協働まちづくり課	1						1
浅羽支所 市民サービス課	4						4
企画財政部	3	25	5	3	4	2	42
企画政策課	1						1
財政課	2	21	5	3	4	2	37
税務課		4					4
総合健康センター	3	4	0	0	0	0	7
健康づくり課	3	4					7
市民生活部	1	2	0	0	0	0	3
市民課	1						1
しあわせ推進課		1					1
スポーツ推進課		1					1
都市建設部	4	1	0	0	0	0	5
下水道課	4	1					5
議会事務局	1						1
合計	17	32	5	3	4	2	63
構成比	27.0	50.8	7.9	4.8	6.3	3.2	100.0

1 貸与車は除く。

2 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

表14 車種別年間走行距離別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台)

車種	年間走行距離							合計
	2千km未満	2千km以上 4千km未満	4千km以上 6千km未満	6千km以上 8千km未満	8千km以上 1万km未満	1万km以上		
普通乗用自動車	3		1		2	1	7	
小型乗用自動車		7	2	3	1		13	
小型貨物自動車	3	1					4	
軽乗用自動車	6	16	1				23	
軽貨物自動車	5	7	1				13	
特種用途自動車		1					1	
乗合自動車					1	1	2	
合計	17	32	5	3	4	2	63	

1 貸与車は除く。

表15 経過年数別年間走行距離別の保有状況(平成30年9月30日現在) (単位:台)

経過年数	年間走行距離							合計
	2千km未満	2千km以上 4千km未満	4千km以上 6千km未満	6千km以上 8千km未満	8千km以上 1万km未満	1万km以上		
3年未満	1	4	1		1	1	8	
3年以上 5年未満	2	7			2		11	
5年以上 7年未満		7	2				9	
7年以上 9年未満	4	8					12	
9年以上 11年未満	2	2	1	1		1	7	
11年以上 13年未満	2				1		3	
13年以上 15年未満	2	1					3	
15年以上 20年未満	4	3		2			9	
20年以上			1				1	
合計	17	32	5	3	4	2	63	

1 貸与車は除く。

### (3) 公用車の維持費の状況について

年間の維持管理に要した経費は6,997,385円で、1台あたりの経費は111,070円となっている。

主なものは、燃料費が合計2,332,613円で1台あたり37,026円、修繕費が合計2,043,821円で1台あたり32,441円、任意保険料が合計987,633円で1台あたり15,677円などとなっている。

車種別1台あたりの経費は、最も多額な車両が乗合自動車で613,079円、次いで特種用途自動車が346,095円などとなっている。

表16 所属別年間維持費の状況(平成30年9月30日現在)

(単位:台、円)

所属	維持費 台数	燃料費	修繕費			自動車 借上料	自賠責 保険料	任意 保険料	公課費	その 他の 経費	合計	1台あたり 経費
			車検	点検	その他							
総務部	5	133,338	97,133	18,500	12,172	0	42,420	73,821	20,500	11,400	409,284	81,857
協働まちづくり課	1	36,252	56,050				17,350	14,870	12,300		136,822	136,822
浅羽支所 市民サービス課	4	97,086	41,083	18,500	12,172		25,070	58,951	8,200	11,400	272,462	68,116
企画財政部	42	1,849,271	1,093,581	253,269	165,852	810,000	363,260	743,851	152,800	0	5,431,884	129,331
企画政策課	1	9,345		11,232	1,026			11,444			33,047	33,047
財政課	37	1,754,668	946,442	225,017	161,046	810,000	313,120	674,619	152,800		5,037,712	136,154
税務課	4	85,258	147,139	17,020	3,780		50,140	57,788			361,125	90,281
健康総合センター	7	156,465	84,877	37,260	0	0	42,420	74,799	15,400	23,660	434,881	62,126
健康づくり課	7	156,465	84,877	37,260			42,420	74,799	15,400	23,660	434,881	62,126
市民生活部	3	76,564	0	16,200	0	0	35,610	38,018	1,800	0	168,192	56,064
市民課	1	5,194					35,610	15,054	1,800		57,658	57,658
しあわせ推進課	1	30,047						11,596			41,643	41,643
スポーツ推進課	1	41,323		16,200				11,368			68,891	68,891
都市建設部	5	87,148	108,464	63,061	93,452	0	50,140	57,144	13,200	23,560	496,169	99,234
下水道課	5	87,148	108,464	63,061	93,452		50,140	57,144	13,200	23,560	496,169	99,234
議会事務局	1	29,827					27,148				56,975	56,975
合計	63	2,332,613	1,384,055	388,290	271,476	810,000	560,998	987,633	203,700	58,620	6,997,385	111,070
1台あたり経費		37,026	21,969	6,163	4,309	810,000	8,905	15,677	3,233	930	111,070	

1 貸与車は除く。

2 自動車借上料の1台あたり経費は該当台数で除したものである。

表17 車種別年間維持費の状況(平成30年9月30日現在)

(単位:台、円)

車種	維持費 台数	燃料費	修繕費			自動車 借上料	自賠責 保険料	任意 保険料	公課費	その他 の経費	合計	1台あたり 経費
			車検	点検	その他							
普通乗用自動車	7	341,452	65,961	67,582	8,536		52,978	135,799	32,800		705,108	100,730
小型乗用自動車	13	517,304	345,658	42,778	3,780		119,150	258,230	39,200		1,326,100	102,008
小型貨物自動車	4	125,410	97,241	14,644			34,700	59,496	21,100	11,460	364,051	91,013
軽乗用自動車	23	639,163	473,738	107,309	111,474		261,240	274,217	53,000	23,600	1,943,741	84,510
軽貨物自動車	13	377,643	196,257	138,535	98,114		75,210	157,014	19,800	23,560	1,086,133	83,549
特種用途自動車	1	49,068	205,200				17,720	36,307	37,800		346,095	346,095
乗合自動車	2	282,573		17,442	49,572	810,000		66,570			1,226,157	613,079
合計	63	2,332,613	1,384,055	388,290	271,476	810,000	560,998	987,633	203,700	58,620	6,997,385	111,070

1 貸与車は除く。

2 自動車借上料の1台あたり経費は該当台数で除したものである。

表18 経過年数別年間維持費の状況(平成30年9月30日現在)

(単位:台、円)

経過年数	維持費 台数	燃料費	修繕費			自動車 借上料	自賠責 保険料	任意 保険料	公課費	その他 の経費	合計	1台あたり 経費
			車検	点検	その他							
3年未満	8	566,381	401,452	21,816	49,572	810,000	129,300	175,141	79,000		2,232,662	279,083
3年以上 5年未満	11	436,902	256,263	36,828	57,150		152,498	142,049	31,400	12,200	1,125,290	102,299
5年以上 7年未満	9	289,158	280,225	27,442	3,780		93,320	152,819	45,800	0	892,544	99,172
7年以上 9年未満	12	313,147	239,943	57,412	109,112	0	92,560	140,132	22,000	35,020	1,009,326	84,111
9年以上 11年未満	7	195,251	82,493	95,342	38,664	0	50,140	118,657	13,200	11,400	605,147	86,450
11年以上 13年未満	3	91,000	0	31,903	0	0	0	62,532	0	0	185,435	61,812
13年以上 15年未満	3	66,249	0	35,780	12,172	0	0	46,991	0	0	161,192	53,731
15年以上 20年未満	9	311,331	123,679	63,893	1,026	0	43,180	136,804	12,300	0	692,213	76,913
20年以上	1	63,194	0	17,874	0	0	0	12,508	0	0	93,576	93,576
合計	63	2,332,613	1,384,055	388,290	271,476	810,000	560,998	987,633	203,700	58,620	6,997,385	111,070

1 貸与車は除く。

2 自動車借上料の1台あたり経費は該当台数で除したものである。

## (4) 交通事故の発生状況について

交通事故の発生状況は、全体で4件となっている。

内訳として、事故の種別では、物損事故が4件、過失割合では自損事故が3件、加害事故が1件となっている。

表19 所属別交通事故の発生状況(平成30年9月30日現在)

(単位:件)

所属	区分	事故発生 件数	うち人身・物損の別		うち事故の種別					
			人身事故	物損事故	自損事故	加害事故	双方不注意	被害事故	その他	
総務部		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	協働まちづくり課	0								
	危機管理課	0								
	浅羽支所 市民サービス課	0								
企画財政部		1	0	1	1	0	0	0	0	
	市長公室	0								
	企画政策課	0								
	ICT街づくり課	0								
	財政課	1		1	1					
	税務課	0								
健康総合センター		0	0	0	0	0	0	0	0	
	健康づくり課	0								
市民生活部		3	0	3	2	1	0	0	0	
	市民課	1		1	1					
	しあわせ推進課	2		2	1	1				
	スポーツ推進課	0								
都市建設部		0	0	0	0	0	0	0	0	
	下水道課	0								
議会事務局		0								
合計		4	0	4	3	1	0	0	0	

1 本表は、車両管理規程第17条第2項に定める交通事故調査書が提出されたものを対象としている。

2 加害事故とは、過失割合が50%を超える事故である。

3 双方不注意とは、過失割合が50%の事故である。

4 被害事故とは、過失割合が50%未満の事故である。

(5) 自家用車の公務使用状況について

取扱要綱第5条に基づく自家用車使用承認申請書及び承諾書は、協働まちづくり課ほか2所属で提出されており、その提出者は81人(正規職員24人、非常勤嘱託職員51人、臨時職員6人)、全体に占める割合は22.6%(正規職員11.8%、非常勤嘱託職員41.5%、臨時職員18.8%)となっている。

使用者実人数は非常勤嘱託職員の44人で、延回数は908回となっている。

表20 所属別自家用車公務使用の状況(平成30年9月30日現在) (単位:人、件)

所属	職員数		提出者数	使用者 実人数	使用 延回数	
	正規	非常勤嘱託 臨時				
総務部	正規	28	2	0	0	
	非常勤嘱託	57	42	42	901	
	臨時	5	0	0	0	
	協働まちづくり課	正規	11	0	0	0
		非常勤嘱託	44	42	42	901
		臨時	1	0	0	0
	危機管理課	正規	11	2	0	0
		非常勤嘱託	1	0	0	0
		臨時	2	0	0	0
	浅羽支所 市民サービス課	正規	6	0	0	0
		非常勤嘱託	12	0	0	0
		臨時	2	0	0	0
企画財政部	正規	70	0	0	0	
	非常勤嘱託	14	0	0	0	
	臨時	8	0	0	0	
	市長公室	正規	8	0	0	0
		非常勤嘱託	15	0	0	0
	企画政策課	非常勤嘱託	4	0	0	0
		臨時	1	0	0	0
	ICT街づくり課	正規	5	0	0	0
		非常勤嘱託	1	0	0	0
	財政課	正規	12	0	0	0
		非常勤嘱託	7	0	0	0
	税務課	正規	30	0	0	0
		非常勤嘱託	2	0	0	0
		臨時	7	0	0	0
	健康総合センター	正規	25	22	0	0
非常勤嘱託		10	6	0	0	
臨時		14	6	0	0	
健康づくり課		正規	25	22	0	0
		非常勤嘱託	10	6	0	0
		臨時	14	6	0	0
市民生活部	正規	63	0	0	0	
	非常勤嘱託	40	3	2	7	
	臨時	5	0	0	0	
	市民課	正規	25	0	0	0
		非常勤嘱託	27	0	0	0
		臨時	2	0	0	0
	しあわせ推進課	正規	27	0	0	0
		非常勤嘱託	12	3	2	7
		臨時	3	0	0	0
	スポーツ推進課	正規	11	0	0	0
非常勤嘱託		1	0	0	0	
都市建設部	正規	11	0	0	0	
	非常勤嘱託	2	0	0	0	
	下水道課	正規	11	0	0	0
非常勤嘱託		2	0	0	0	
議会事務局	正規	6	0	0	0	
合計	正規	203	24	0	0	
	非常勤嘱託	123	51	44	908	
	臨時	32	6	0	0	

## 8 監査所見

### (1) 車両の適正な更新について

車両の更新については、購入後 10 年以上経過し、かつ 10 万km以上走行したものを対象としている。適正な車両の更新は交通事故防止につながり、また、老朽化による故障によって発生する不要な支出を防ぐものであることから、計画的で適正な更新を行われたい。

### (2) 交通事故防止策・安全対策について

交通安全対策については、打ち合わせ時に注意喚起を行う等交通事故防止に取り組んでいる所属もある。

交通事故を未然に防止するため、今後とも安全運転に関する教育を充実させるとともに、運転前の注意喚起を積極的に行い、職員の安全運転に対する意識の高揚を図られたい。

### (3) 運転免許証について

運転免許証の有効期限については、定期的に所属長が確認している一方、携帯の確認については、各職員の自覚に任せている所属が多い。

運転免許証については、道路交通法において携帯が義務付けられている。法律に抵触しないことはもちろん、市民の安心と安全に直結する業務を行っていることから、第三者による定期的な確認を怠らず実施されたい。

### (4) ドライブレコーダーについて

ドライブレコーダーは、平成 31 年度以降の車両更新の際は原則設置とすることにより、今後徐々に増えていくと思われる。ドライブレコーダーの設置により、運転する職員の安全運転意識の向上が図られるとともに、事故が発生した場合の責任の明確化と処理の迅速化が図られることから、更新の際には遺漏のないよう設置されたい。

なお、乗合自動車は、市民を乗車させることから、より安全性が求められるため、ドライブレコーダーの早期設置を検討されたい。

### (5) 自家用車の公務使用について

承認にかかる書類等を調査したところ、使用承認申請書及び承諾書を提出せずに自家用車の公務使用をしている職員はおらず、遺漏なく記載されていた。

また、使用の際は、その都度自家用車による出張承認簿兼旅行命令簿により所属長の承認を受け、その旅費の支給については、1 回の出張ごとに路程の 1 km 未満の端数

を切り捨てて請求することとされているが、おおむね適正に処理されていた。

自家用車の公務使用については、職員からの申し出があり、公務の円滑な執行に資するためにやむを得ない場合にのみ認められるものである。よって、自家用車の公務使用は例外的な措置であることから、取扱要綱に基づく適正な手続きを行ったうえで、慎重に使用するよう努められたい。

また、旅費の計算方法が各所属で異ならないように、統一的な運用について検討されたい。

#### (6) 車両への広告掲載について

本市では、市ホームページへのバナー広告掲載やネーミングライツ権の販売等、厳しい財政状況の中財源確保に努めているところである。公用車は市内各地を走行しており、広告・宣伝の観点からみると大きな効果が期待できる広告媒体であることから、公用車の広告掲載について、引き続き取り組まれたい。